



2025年5月15日

各位

会社名 株式会社ジンジブ
代表者名 代表取締役社長 佐々木 満秀
(コード番号: 142A 東証グロース市場)
問合せ先 常務取締役 新田 圭
(TEL 03-6821-7779)

法人税等調整額（損）の計上及び2025年3月期通期業績予想と実績との差異に関するお知らせ

当社は、2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日）において、2024年11月14日に公表いたしました2025年3月期通期業績予想と本日公表の実績値に差異が生じたので、お知らせいたします。

また、2025年3月期会計年度において、法人税等調整額（損）を計上いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 業績予想と実績との差異について

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想（A） （2024年11月14日）	百万円 2,388	百万円 8	百万円 3	百万円 1	円 銭 0.35
実績値（B）	2,400	62	58	△184	△63.69
増減額（B－A）	11	54	55	△185	－
増減率（％）	0.5	658.6	－	－	－
（ご参考）前期実績 （2024年3月期）	2,082	272	253	141	65.23

（注）当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2. 差異及び修正の理由

売上高については、当事業年度においても引き続き、当社主軸サービスである「ジョブドラフトサービス」の地方深耕・付加価値向上・商談獲得ルートの新規開拓を進め、特に金融機関等からの見込顧客紹介や広告からの資料問合せ等のインバウンド商談などを主軸として進めてまいりました。

当事業年度上期においては、提携済金融機関等の深耕が進まず、金融機関等からの顧客紹介数が想定を下回ったこと及び中長期的な事業成長に向けて積極的な人員採用を継続して行っていたものの、組織の拡大に応じた社員育成体制の整備が遅れ、新規受注率が低下いたしました。そのため、受注金額及び受注案件の役務提供に伴う売上高は伸び悩みました。

当事業年度下期においては、上期までの社員育成の効果も少しずつ出始め、同時に営業体制の見直し、金融機関対応の変更の結果、新規受注率及びリピート受注率が上向きになったことで受注状況は改善されております。また、当事業年度下期は、提携済金融機関等に対して持続可能な顧客紹介数の増加の実現に向け、一行一行との対話を増やし、金融機関側のニーズヒアリングや各行のキーマンの把握、紹介促進計画のテストマーケティング等を実行したことにより、顧客紹介数増加の兆しも見えてまいりました。

さらに、下期から主にグループ会社を多く抱える大手企業や全国にFC・販売代理店を多く抱える企業への提案強化を行い、新たな高校生の選択肢となり得る新規顧客の獲得が実現できています。加えて、オプション商品の納品が予定通り進捗したため、結果として、当事業年度の売上高については、下方修正後の売上計画と同水準で着地いたしました。

売上原価については、オプション商品の制作を一部内製化すること等の施策により、原価の削減効果を発揮し、粗利益が計画 84.1%に対し 85.3%で着地、利益の確保を実現いたしました。

販売管理費については、「生産性向上」の方針の下、全社にてコスト削減に取り組みました。その結果、広告宣伝費などのプロフィットコストについては投資を継続した上で、販売管理費計画 2,000 百万円に対し 1,984 百万円の消化となり、結果的に利益確保を実現しております。

以上、事業進捗が復調していること及び必要経費の削減から、売上高については下方修正後の計画と同水準で、営業利益・経常利益及び税引前当期純利益については下方修正後の計画を大きく上回る結果となっております。

一方で、税金費用については、当事業年度において監査法人との協議により将来の課税所得の見通しを慎重に再評価した結果、繰延税金資産の回収可能性が低下したとの判断に至ったことで、繰延税金資産 236,485 千円を取り崩すこととなりました。具体的には、繰延税金資産の回収可能性検討にあたり、現在の分類の変更を行っております。この「分類」とは、繰延税金資産の回収可能性を判断するための基準であり、過去の利益実績や将来の利益見込みに応じて、分類 1 から分類 5 の 5 段階に分けて判定するものです。当社は、将来の利益計画に基づく分類 4 に認められる取扱いから、繰越欠損金に関する繰延税金資産の回収可能性について、課税所得として見積可能な期間を 3 年としておりましたが、前提となる事業計画の再検討により、課税所得として見積可能な期間を 1 年といたしました。

これにより繰延税金資産を取り崩す影響から法人税等調整額（損）が 236,485 千円計上され、結果的に当期純利益が想定を大きく下回る結果となりました。

なお、今後の中期経営計画の期間において、分類の変更の結果繰延税金資産を積み増すことによる収益の計上（税金費用のマイナス）がある可能性はありますが、今回同様の多額の費用計上となされる可能性はないものと見込んでおります。

（参考）繰延税金資産とは、企業会計において、会計上の損益と税務上の損益の認識時期の違い（いわゆる一時差異）や、税務上の繰越欠損金等により、将来減算されることが見込まれる法人税等の金額を資産として計上するものです。すなわち、現時点では税効果を享受できていないが、将来において税金の支払額を減少させる効果が見込まれるため、その分を資産として認識するものです。

以上